

製造請負契約書

- 1 物 品 名
- 2 納入場所
- 3 納入期限
- 4 請負金額 円
- 5 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

※「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

6 契約保証金

上記の製造について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって製造請負契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、千葉市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年4月1日条例第10号）により、議会の可決を得たときには、発注者は本契約を成立させる旨の意思表示をするものとし、その意思表示により別紙条項を内容とする本契約は、締結されるものとする。

ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は損害賠償の責を負わない。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

年 月 日

発注者

千葉県中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷俊一 印

受注者 住所(所在地)
商号又は名称
代表者